

長岡赤十字病院 薬学生修学資金要綱

(趣 旨)

第1条 長岡赤十字病院(以下「病院」という)が薬剤師の資格取得を目指す学生の修学を容易にするために、修学金を貸与し、赤十字事業に必要かつ優秀な人材を育成することを目的として「修学資金貸与」制度を創設する。

(実施主体)

第2条 修学資金の貸与は長岡赤十字病院長(以下「院長」という)が行うものとする。

(貸与方法及び実施規程)

第3条 院長が別に定める、長岡赤十字病院 薬学生修学資金貸与規程に基づく。

(貸与対象者)

第4条 院長が別に定める、長岡赤十字病院 薬学生修学資金貸与規程に基づく。

(貸与額)

第5条 修学資金の貸与額は、一人月額80,000円とする。

(貸 与)

第6条 院長が「修学資金貸与申請書」に基づき審査し、決定した場合は、修学資金貸与申請者に対し修学資金を貸与する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

長岡赤十字病院 薬学生修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この制度は、長岡赤十字病院 薬学生修学資金要綱に基づき、赤十字事業に必要かつ優秀な人材を育成することを目的とし、さらに広く社会の福祉に貢献できる薬剤師の育成を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 日本国内の大学薬学部 に在学している者の内、修学資金の貸与を希望する学生で、かつ卒業後、当院に就業する意志がある者を対象とする。

但し、薬学生修学資金を受ける者の上限は、病院全体で3名とする。

- 2 修学資金を受ける者の数は、予め当院薬剤師の減員が見込まれ、また通常の求人募集で適任の薬剤師を確保できないと判断される場合に限り、前項で定める上限を超えることができる。

(修学資金の貸与額)

第3条 月額 80,000円とする。

(貸与方法)

第4条 修学資金は、院長と貸与対象者との契約により行う。

貸与開始時期は、原則4月からとし、貸与期間については、契約締結時点で薬学生が属する学年から卒業予定期までの期間とする。

- 2 貸与の決定が年度の中途においてなされた場合は、貸与対象者の希望により年度当初に遡及し貸与することができる。
- 3 貸与期間は最大で大学6年生卒業までの期間とする。
- 4 当該年度の修学資金の貸与は、上・下期に分け、上期にあつては6月末までに、下期にあつては12月末までに貸与するものとする。

(修学資金の貸与申請)

第5条 修学資金の貸与を希望する者は、修学資金貸与申請書及び修学資金返済計画書を各1部提出するものとする。

- 2 修学資金の貸与申請を行う際、連帯保証人を立てなければならない。
- 3 連帯保証人は、本規程並びに修学資金貸与申請書及び修学資金返済計画書に基づき修学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

(貸与の決定)

第6条 院長が第5条の申請に基づき、審査の上決定し、申請者に対して通知する。

- 2 前項で定める審査に際し、申請者は次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歴書(病院指定様式)
 - (2) 所属大学の在学証明書
 - (3) 成績証明書(所属大学1学年生においては、高等学校における成績証明書(3学年分)とし、所属大学2学年以上の学生においては、所属大学における1学年以降の成績証明書全部)
- 3 第1項で定める審査は、次に掲げる選考手段を以って行うものとする。
 - (1) 前項提出物による書類審査
 - (2) 面接試験
 - (3) 小論文

(口座の指定)

第7条 修学資金の貸与が決定した学生(以下「修学生」という。)は、修学資金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、院長に届け出るものとする。

(届出の義務)

第8条 貸与対象者は、次の各号のいずれかに該当した時は、速やかにその事実を証明する書類を添えて病院に届け出なければならない

- (1) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき
- (2) 休学、復学又は退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 氏名又は住所を変更したとき
- (5) 連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、もしくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき

- 2 貸与対象者が死亡したときは、連帯保証人(貸与対象者の遺族を含む)は、速やかにその旨を病院に届け出なければならない。

(修学資金の貸与の休止)

第9条 修学資金の貸与を受けている修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の翌月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(修学資金の貸与の停止)

第10条 修学資金の貸与を受けている修学生が、退学又は死亡した場合は、修学資金の貸与を停止するものとする。

- 2 既に貸与した修学金の返済は、院長と連帯保証人が協議して定める。

(修学金の返還)

第11条 修学生は、原則として卒業後に修学資金返済計画書に基づいて、貸与した修学金を全額返済しなければならない。

- 2 修学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金を全額返還させるものとする。
 - (1) 退学したとき
 - (2) 自己都合により修学生を辞退したとき
 - (3) 学業途中において、修学生として適性を欠き、又は修学成績が著しく不良等で修学生としてふさわしくないと認められたとき
 - (4) 修学成績が著しく不良により原級留置(留年)したとき
なお、病気療養等の事由により原級留置(留年)する場合はその限りではない。
- 3 返還計画の実行を期するため、具体的な返済額及び方法等については返還の義務が生じた時から速やかに、院長と修学生が相互確認をするものとする。

(返還の起算日)

第12条 修学資金は、原則として修学資金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月を起算日とする。

(利息)

第13条 修学資金の貸与に対し、利息は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

(延滞利息の利率)

第14条 修学生が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき債務に対して年14.5%の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(返還債務の免除)

第15条 修学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は修学資金の一部又は全額の返還を免除できる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から改正施行する。

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

長岡赤十字病院 薬学生修学資金貸与規程細則

長岡赤十字病院 薬学生修学資金貸与規程に基づき、次の通り必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望確認)

第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、修学生に対し、当院への就労希望の有無を確認する。

(修学資金の返還免除の要件と免除額)

第2 規程第15条に定める、卒業後における返還免除は、「卒業後直ちに薬剤師の資格を取得し、本院に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次の通りとする。

なお、本項で指す就業とは、長岡赤十字病院職員就業規則で定める事項を遵守することを指し、就業実績を伴わない状態及びその期間は、就業にあたらぬとする。

- (1) 貸与対象者が受けた修学資金貸与期間に2年を加えた期間を当院薬剤師として就業した場合若しくは業務上の理由による死亡又は業務に起因する身体の傷病のため業務を継続することができなくなった場合は、貸与総額の全額とする。
- (2) 貸与対象者が受けた修学資金貸与期間に2年を加えた期間未満を当院薬剤師として就業した場合は、別に提出する様式2「修学資金返済計画書」に基づき、返済未実施に相当する就業年月ごとの返済金額の総和とする。
- (3) 上記の定めにかかわらず、貸与対象者が受けた修学資金貸与期間に2年を加えた期間の間に休職等就業のできない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、かつ継続就業の意思がある場合は、院長と修学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙「修学資金返還免除申請書」を院長に提出する。

3 院長は前項の申請書を審査し、対象者に通知する。